

入所申し込みに関する注意事項

1. 入所対象者について
 - 1) 原則要介護3以上の方となります。ただし要介護2以下の「やむを得ない事情」による入所については、国の指針及び市町村の適切な関与によるものとします。
2. 申し込み期間について
 - 1) 申し込み有効期間は要介護認定の有効期間とします。
 - 2) 要介護認定の更新があった場合は、お手数ですが更新した介護保険被保険者証の再提出をお願い致します。
 - 3) 有効期間満了日より3カ月経過しても、更新の申し出がない場合は、入所申し込みを取り下げたものとみなし、その後に更新の申し出があった場合は、新規の申し込みとして取り扱いますのでご了承ください。
3. 提出書類について
入所申込書に、次に掲げる書類を添付し提出してください。
 - ア 入所申込調査票
 - イ 介護支援専門員意見書
 - ウ 介護保険被保険者証の写し※すべての書類が揃った時点で申し込みが完了となります。また、入所の必要性を判断する上での重要な書類となりますので、記入漏れ等がないようお願い致します。
4. 入所者の決定について
 - 1) 入所の順番はお申し込み順ではありません。
 - 2) 「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき、別に定める「特別養護老人ホームあきた中央入所要綱」に掲げる評価基準等を参考に、入所検討委員会を経て決定されます。
5. 入所申し込み内容の変更について
 - 1) 入所申し込み中に、入所申込書の内容に変更がありましたら、随時施設までご連絡ください。(身体状況変化、他施設への入所決定、介護者・家族の変更等)
 - 2) 要介護認定の変更があった場合は、変更後の介護保険被保険者証の再提出をお願い致します。
 - 3) 必要に応じて、再度の入所申込書の提出をお願いする場合がございます。
6. 利用料金について
利用料金は別紙「料金一覧表」をご確認ください。
7. 入所相談窓口について
入所にあたり、ご相談を希望される場合は、事前に担当者まで連絡を下さるようお願い致します。

特別養護老人ホームあきた中央

担当 船木・大友・佐藤

電話 018-803-9011